

現 行	改 正 後
<p>9 B 特例旧特定目的会社関係</p> <p>(略)</p> <p>9 B - 1 届出等関係</p> <p>(略)</p> <p>9 B - 1 - 3 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査 <u>会社法整備法第230条第20項</u>の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「資産流動化計画の記載内容」を参考として審査するものとする。</p> <p>9 B - 1 - 4 資産流動化計画の変更の届出の処理 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>会社法整備法第230条第23項</u>の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があった際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「資産流動化実施計画の記載内容」を参考として処理するものとする。</p>	<p>9 B 特例旧特定目的会社関係</p> <p>(略)</p> <p>9 B - 1 届出等関係</p> <p>(略)</p> <p>9 B - 1 - 3 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査 <u>会社法整備法第230条第19項</u>の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「資産流動化計画の記載内容」を参考として審査するものとする。</p> <p>9 B - 1 - 4 資産流動化計画の変更の届出の処理 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>会社法整備法第230条第22項</u>の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があった際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「資産流動化実施計画の記載内容」を参考として処理するものとする。</p>